

教育訓練費の増加額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名			
		比較教育訓練費の額の計算						
教育訓練費の額	1			事業年度又は連結事業年度	教育訓練費の額	当該事業年度の月数 (8)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数	改定教育訓練費の額 (9) × (10)	
比較教育訓練費の額	2			8	9	10	11	
(13)		前二年以内開始事業年度又は前二年以内開始連結事業年度		円			円	
増加教育訓練費の額	3			・				
(1) - (2)				・				
増加教育訓練費の額の支出基準額	4			・				
$(3) \times \frac{25}{100}$				・				
当期の所得に対する法人税の額	5			・				
(別表一(一)「2」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「2」)				・				
当期税額基準額	6			(11) の合計額		12	円	
$(5) \times \frac{10}{100}$								
法人税額の特別控除額	7			比較教育訓練費の額		13		
((4)と(6)のうち少ない金額)				(12) ÷ (事業年度又は連結事業年度の数)				

別表六(二十五)

平十八・四・一以後終了事業年度分

別表六（二十五）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「教育訓練費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額を記載します。

なお、教育訓練費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

3 「前二年以内開始事業年度又は前二年以内開始連結事業年度」には、適用年度の開始の日前2年以内に開始した各事業年度又は連結事業年度を記載します。

「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{10}$ 」

4 (8)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数」の分子には、当期の月数を、分母には、「8」の事業年度の月数又は連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。

なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端

数は1月とします。

5 「比較教育訓練費の額(12)÷(事業年度又は連結事業年度の数)13」には、「12」欄の金額を適用年度の開始の日前2年以内に開始した各事業年度又は連結事業年度の数で除して計算した金額を記載します。

6 この明細書には、適用年度における教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額のそれぞれについて、措置法規則第20条の5の3第4項各号（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除に係る記載事項）に掲げる次のような事項を記載した書類の添付が必要とされますので御注意ください。

- (1) 教育訓練等の実施年月日又は実施期間
- (2) 教育訓練等の内容
- (3) 教育訓練等に参加した使用人の氏名
- (4) その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名等及び住所等
- (5) その他参考となるべき事項